

○岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱

(趣旨)

第1条 介護施設等の整備に関する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付対象とする事業(以下「補助事業」という。)は別表に掲げる事業のうち、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)実施要綱(平成27年6月17日付け長寿第548号。以下「県実施要綱」という。)に基づき市が作成する介護施設等の整備に関する計画により実施するものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は補助事業を実施する社会福祉法人とする。

(補助金の交付の制限)

第5条 他の補助制度の対象となっているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額を限度とし、市長が決定した額とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

なお、補助単価について、別表<増税前>又は<増税後>のいずれを適用するかは、各介護施設等が実施する補助事業の目的物の全てを完成し相手方に引き渡した日、又は約した役務の全ての提供を完了した日を基準日として判定し、平成31年4月1日から令和元年9月30日までは<増税前>、令和元年10月1日以降は<増税後>の単価を適用する。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

別表の区分ごとに、補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額の合計額と、事業を実施するために必要な経費の総額(総事業費)から寄付金その他の収入額を控除した額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付

金収入額を除く。)とを比較して少ない方の額

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

別表の区分ごとに、補助単価に単位の数を乗じて得た額と、対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

2 次に掲げる費用については、別表の対象経費から除く。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として適当と認められない費用

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請は、この要綱及び規則に定める条項の適用を受けることについて同意した上で、補助金等交付申請書(規則様式第1号)を市長に提出して行わなければならない。

2 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

事業計画書(様式第1号-(1))

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

事業計画書(様式第1号-(2))

3 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

補助金申請額算出内訳(様式第2号-(1))

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

補助金申請額算出内訳(様式第2号-(2))

4 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号及び第4号の書類の添付は要しないものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付をすべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、第1項の調査等の結果により補助金を交付することが不相当と認めたときは、速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付の決定には、岡山県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設等整備分)交付要綱(平成27年6月17日付け長寿第548号)第6条第5号から第8号までの条件が付されるものとする。この場合において、「知事」とあるのは「市長」と、「県」とあるのは「市」と、「事業」とあるのは「補助事業」と読み替えるものとする。

(交付決定前着手の届出)

第10条 第7条第1項の規定により補助金等交付申請書(規則様式第1号)を市長に提出した者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 規則第13条に規定する状況報告は、次の各号のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

毎年12月末日現在の状況を、翌月10日までに工事進捗状況報告書(様式第4号)により報告しなければならない。

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

状況報告書の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 地域密着型サービス等整備助成事業及び既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(ア) 補助金精算額算出内訳(様式第5号-(1))

(イ) 完了報告書(様式第6号-(1))

(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

(ア) 補助金精算額算出内訳(様式第5号-(2))

(イ) 完了報告書(様式第6号-(2))

(事業の繰越し)

第13条 補助事業者は、やむを得ない理由により補助事業の一部を翌年度に繰越しする必要がある場合には、速やかに協議を申し出るとともに、当該補助決定年度の事業繰越承認申請書(様式第7号)を提出して市長の承認を受けなければならない。

(工事検査)

第14条 補助事業者は、次に掲げる補助事業が完了したときは、直ちに工事検査申請書(様式第8号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- (1) 地域密着型サービス等整備助成事業
- (2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第9号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(財産の管理)

第16条 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産の処分等の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、規則第24条の規定により、市長の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する機械及び重要な器具に係る規則第24条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数とする。

4 市長は、補助事業者が市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月6日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月9日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年11月15日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行し、平成30年度に交付申請された補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行し、令和元年度に交付申請された補助金から適用する。

別表

事業	区分	補助単価 <増税前>	補助単価 <増税後>	単位	対象経費
(1)地域密着型サービス等整備助成事業	地域密着型特別養護老人ホーム	4,390 千円	4,480 千円	整備床数	<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
(2)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	地域密着型特別養護老人ホーム	823 千円	839 千円	定員数	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。</p>
	広域型特別養護老人ホーム				
(3)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業	特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護のための改修	720 千円	734 千円	整備床数	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の補助金等において別途対象とする経費を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

事業計画書

- ①地域密着型サービス等整備助成事業
- ③既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 事業の概要

- (1) 事業名
- (2) 市町村名
- (3) 計画の名称
- (4) 計画の区域、日常生活圏域
- (5) 特別法等の適用
- (6) 施設等の名称
- (7) 施設等種別
- (8) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (9) 整備場所

(10) 補助金所要額 円 ※下欄のいずれか最も低い額

補助単価による算出額	対象経費の実支出額	総事業費(寄付金等収入)
円	円	円
(単価 円)	(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1) 施設整備の区分 創設 増築 改築 改修 ※いずれかに○
- (2) 敷地面積 _____m²
- (3) 敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに
- (4) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (5) 建物の構造 (_____造)

解体撤去工事(移転改築の場合)

- (ア) 建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
 - (イ) 建物の構造 (_____造)
 - (ウ) 建築年月日
 - (エ) 補助金の区分 (○○年度: 国庫・民間・自己資金・その他)
 - (オ) 処分(取りこわし)年月日
- (注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

3 整備費内訳

主体工事費	円
工事事務費	円
補助対象外工事費	円
合計	円

4 財源内訳

市負担(補助)金(施設整備)	_____	円
事業者負担金	_____	円
(内訳)自己資金	_____	円
借入金	_____	円
寄付金その他	_____	円
合 計	_____	円

5 施工期間

(1) 契約年月日(予定)

(2) 着工年月日(予定)

(3) 竣工年月日(予定)

(4) 事業開始年月日(予定)

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

事業計画書

② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 事業の概要

- (1) 市町村名
- (2) 計画の名称
- (3) 計画の区域、日常生活圏域
- (4) 特別法等の適用
- (5) 施設等の名称
- (6) 施設等種別
- (7) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (8) 整備場所
- (9) 補助金所要額 円

※右欄のいずれか最も低い額

- (10) 着手予定日 月 日 ※入札・発注前
- 完了予定日 月 日

補助単価による算出額	対象経費の実支出額 (寄付金等収入)
円	円
(単価 円)	(円)

2 施設開設準備に係る事業計画

※項目毎に有無に○を、有る場合は実施内容を記入すること

- (1) 施設開設前の看護・介護職員等の雇い上げ (有・無)
 - ※採用辞令、雇用契約書、給与明細一覧、出勤簿等雇用状況等を証する書類を添付
- (2) 開設のための普及啓発、開設に当たっての周知・広報等 (有・無)
 - ※地域住民や利用希望者への周知活動費、PR資材作成費、HP開設費等
- (3) 職員の募集 (有・無) ※広告掲載、説明会開催等
- (4) 開設準備に係る事務委託 (有・無) ※コンサルタントへの委託等
- (5) 初度設備 (有・無) ※開設前に準備の必要がある備品、設備等に限る。

3 対象経費の実支出額の内訳、財源内訳

対象経費の実支出額の内訳	財源内訳
※上記2(1)～(5)毎の実支出額	市負担(補助)金 _____ 円
(1) _____ 円	事業者負担金 _____ 円
(2) _____ 円	(内訳)自己資金 _____ 円
(3) _____ 円	借入金 _____ 円
(4) _____ 円	寄付金その他 _____ 円
(5) _____ 円	合 計 _____ 円

様式第2号-(1) ①地域密着型サービス等整備助成事業、③既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

補助金申請額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位：円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額（補助単価×整備床数等）			対象経費の 実支出額 B	総事業費による算出額（総事業費－収入額）			補助金 所要額 D	備考
					補助単価	整備床数、施設数 、転換床数	合計額 A		総事業費	寄付金その他 の収入額	算出額 C		
1							0						
2													
3													
4													
5													
合 計							0				0		

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律」 → 「公害」
- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「豪雪地帯対策特別措置法」 → 「豪雪」

(注3) 補助金所要額欄Dには、各施設ごとに、A欄、B欄、C欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

様式第2号-(2) ②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

補助金申請額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額 (補助単価×整備床数等)			対象経費の実支出額による算出額 (対象経費-収入額)			補助金 所要額 C	備考
					補助単価	定員数、施設数 転換床数	合計額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	算出額 B		
1							0					
2												
3												
4												
5												
合 計												

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律」 → 「公害」
- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「豪雪地帯対策特別措置法」 → 「豪雪」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

様式第3号

年 月 日

岡山市長

様

補助事業者 住所

氏名

印

補助金交付決定前着手届

年 月 日付で申請した 年度岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）に係る補助事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 交付決定前の着手を必要とする理由

3 着手予定年月日 年 月 日

4 着手条件

- (1) 補助金交付を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金の額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間においては、計画変更を行わないこと。

様式第4号(第11条関係)

工事進捗状況報告書

施設の種類 _____ 施設名 _____

施設名	設置主体	創設増築 等の別	市費補助 額 (A)	12月末日 の出来高 (B)	3月末日ま での出来高 見込 (C)	繰越見込 高 100-(C) =(D)	繰越見込 額 (A)×(D) =(E)	備考
			円	%	%	%	円	

(添付書類) 出来高写真・外観 1葉
・内部 2葉(主要部分各1)

補助工事につき、上記のとおり進捗状況を報告します。

年 月 日

岡山市長 様

補助事業者 住所

氏名

印

様式第5号-(1) ①地域密着型サービス等整備助成事業、③既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

補助金精算額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位：円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額（補助単価×整備床数等）			対象経費の 実支出額 B	総事業費による算出額（総事業費－収入額）			補助金 所要額 D	備考
					補助単価	整備床数、施設数 、転換床数	合計額 A		総事業費	寄付金その他の 収入額	算出額 C		
1							0						
2													
3													
4													
5													
合 計							0				0		

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律」 → 「公害」
- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「豪雪地帯対策特別措置法」 → 「豪雪」

(注3) 補助金所要額欄Dには、各施設ごとに、A欄、B欄、C欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

様式第5号-(2) ②介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

補助金精算額算出内訳

市町村名	
計画の名称	
計画の区域、日常生活圏域名	
特別法等の適用	

(単位:円)

No.	施設等の名称	施設等種別	事業者名	整備場所	補助単価による算出額 (補助単価×整備床数等)			対象経費の実支出額による算出額 (対象経費-収入額)			補助金 所要額 C	備考
					補助単価	定員数、施設数 転換床数	合計額 A	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	算出額 B		
1							0					
2												
3												
4												
5												
合 計												

(注1) 計画に記載のある施設等のうち、当該年度に整備する施設等について記入すること。

(注2) 特別法等の適用欄には、次に該当するものを記載すること。

- ・「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律」 → 「公害」
- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」 → 「地震」
- ・「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 → 「地震」
- ・「豪雪地帯対策特別措置法」 → 「豪雪」

(注3) 補助金所要額欄Cには、各施設ごとに、A欄、B欄を比較して最も低い額を記入すること。ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てること。

完 了 報 告 書

- ①地域密着型サービス等整備助成事業
- ③既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

1 事業の概要

- (1)事業名
- (2)市町村名
- (3)計画の名称
- (4)計画の区域、日常生活圏域
- (5)特別法等の適用
- (6)施設等の名称
- (7)施設等種別
- (8)事業者住所、事業者名、代表者名
- (9)整備場所

(10)補助金所要額 円 ※下欄のいずれか最も低い額

補助単価による算出額	対象経費の実支出額	総事業費(寄付金等収入)
円	円	円
(単価 円)	(円)

2 施設の規模及び構造等

- (1)施設整備の区分 創設 増築 改築 改修 ※いずれかに○
- (2)敷地面積 _____m²
- (3)敷地の所有関係 所有(予定)地 借地 その他() ※いずれかに
- (4)建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
- (5)建物の構造 (_____造)

解体撤去工事(移転改築の場合)

- (ア)建物の面積 建築面積_____m²、延面積_____m²
 - (イ)建物の構造 (_____造)
 - (ウ)建築年月日
 - (エ)補助金の区分 (〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他)
 - (オ)処分(取りこわし)年月日
- (注) 既存施設の解体撤去工事がわかるものを添付すること。

3 整備費内訳

主体工事費	円
工事事務費	円
補助対象外工事費	円
合計	円

4 財源内訳

市負担(補助)金(施設整備)	_____	円
事業者負担金	_____	円
(内訳)自己資金	_____	円
借入金	_____	円
寄付金その他	_____	円
合 計	_____	円

5 施工期間

(1) 契約年月日

(2) 着工年月日

(3) 竣工年月日

(4) 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

完 了 報 告 書

② 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

1 事業の概要

- (1) 市町村名
- (2) 計画の名称
- (3) 計画の区域、日常生活圏域
- (4) 特別法等の適用
- (5) 施設等の名称
- (6) 施設等種別
- (7) 事業者住所、事業者名、代表者名
- (8) 整備場所
- (9) 補助金所要額 円

※右欄のいずれか最も低い額

- (10) 着手日 月 日 ※入札・発注前
- 完了日 月 日

補助単価による算出額	対象経費の実支出額 (寄付金等収入)
円	円
(単価 円)	(円)

2 施設開設準備に係る事業計画

※項目毎に有無に○を、有る場合は実施内容を記入すること

- (1) 施設開設前の看護・介護職員等の雇い上げ (有 ・ 無)

※採用辞令、雇用契約書、給与明細一覧、出勤簿等雇用状況等を証する書類を添付

- (2) 開設のための普及啓発、開設に当たっての周知・広報等 (有 ・ 無)

※地域住民や利用希望者への周知活動費、PR資材作成費、HP開設費等

- (3) 職員の募集 (有 ・ 無) ※広告掲載、説明会開催等

- (4) 開設準備に係る事務委託 (有 ・ 無) ※コンサルタントへの委託等

- (5) 初度設備 (有 ・ 無) ※開設前に準備の必要がある備品、設備等に限る。

3 対象経費の実支出額の内訳、財源内訳

対象経費の実支出額の内訳	財 源 内 訳
※上記 2 (1)～(5) 毎の実支出額	市負担(補助)金 _____ 円
(1) _____ 円	事業者負担金 _____ 円
(2) _____ 円	(内訳)自己資金 _____ 円
(3) _____ 円	借入金 _____ 円
(4) _____ 円	寄付金その他 _____ 円
(5) _____ 円	合 計 _____ 円

様式第7号(第13条関係)

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名 印

事業繰越承認申請書

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定通知のあった
年度岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）について、下
記によりやむを得ず補助事業の一部を繰り越したいので、岡山市地域医療介護総合確保基
金事業費補助金（介護施設等整備分）交付要綱第13条の規定により、その承認を申請しま
す。

記

- 1 繰越見込額等 別紙(工事進捗状況報告書(様式第4号))のとおり
- 2 工事日程

		本年度												翌年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
施 工 期 間	当 初 計 画																								
	実 績																								

- 3 繰越理由

様式第9号(第15条関係)

年 月 日

岡山市長

様

補助事業者 住所
氏名

印

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定を受けた 年度
岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等整備分）に係る消費税及び地
方消費税に係る仕入控除税額について、岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介
護施設等整備分）交付要綱第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 施設の種類及び名称

2 岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号)第17条の規定による確定額又は事業
実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税
額(要補助金返還額)

金 _____ 円

4 添付書類 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第10号(第17条関係)

年 月 日

岡山市長

様

申請者 住所

氏名

印

財産処分等承認申請書

年 月 日付け岡山市指令 第 号で交付決定のあった
年度岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助事業により取得(又は増加)した財産を下
記のとおり処分したいので、岡山市介地域医療介護総合確保基金事業費補助金(介護施設
等整備分)交付要綱第17条の規定により、その承認を申請します。

記

1 処分しようとする財産の名称

2 処分の方法

3 処分の理由